

札幌市福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正(素案)に対する

御意見の概要と札幌市の考え方

1 御意見募集の実施概要

(1) 意見募集期間

令和5年(2023年)10月27日(金)から令和5年(2023年)11月27日(月)まで

(2) 意見提出方法

郵送、ファクス、持参又は電子メール

(3) 配布資料

札幌市福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正(素案)について

(4) 資料の配布・公表場所

- ・札幌市役所本庁舎2階(市政刊行物コーナー)、3階(障がい福祉課)
- ・各区役所市民部総務企画課広聴係
- ・札幌市公式ホームページ

2 提出者及び御意見の内訳

(1) 提出者数及び御意見の件数

ア 意見者数	1人
イ 御意見の件数	3件

(2) 提出方法

ア 持参	0人
イ 電子メール	0人
ウ ファクス	1人
エ 郵送	0人

(3) 御意見の内訳

ア 札幌市福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正(素案)に関すること	0件
イ その他	3件

3 御意見の概要と市の考え方

(1) その他

御意見の概要	市の考え方
福祉乗車証を精神障がい者3級にも必ず支給してください。通院、作業所通所、買物のため、私たちの足となるものだからです。	今回のパブリックコメントは、本条例施行規則の一部改正案に関するものですので、交通費助成に関する御意見は参考意見とさせていただきます。
札幌市の地下鉄の車両の中にもトイレを併設した車両を作ってください。高齢化、障がいの重度化のため必要です。自動車と同じようにして下さい。	今回のパブリックコメントは、本条例施行規則の一部改正案に関するものですので、公共交通機関の車両におけるトイレに関する御意見は、参考意見とさせていただきます。
バスの停留所にもベンチを増やしてください。必ず各停留所に置いてください。	今回のパブリックコメントは、本条例施行規則の一部改正案に関するものですので、バス停留所ベンチに関する御意見は、参考意見とさせていただきます。